

# 松山市障害福祉計画

平成19(2007)年3月

松山市

# 目 次

第1章 障害福祉計画の策定に向けて	・・・	1
1 障害者施策の推移		
2 障害福祉計画について	・・・	2
(1) 障害者自立支援法の施行		
(2) 障害福祉計画の目的	・・・	3
(3) 障害福祉計画の期間	・・・	4
3 松山市における障害福祉計画の位置づけ	・・・	5
4 障害福祉計画の策定について	・・・	6
第2章 障害福祉サービスを取りまく現状	・・・	7
1 松山市の障害者数		
(1) 身体障害者(児)の推移		
(2) 知的障害者(児)の推移	・・・	9
(3) 精神障害者の推移	・・・	10
2 種別毎のサービス整備状況と市民利用者数	・・・	11
(1) 通所系サービス		
(2) 入所系サービス		
(3) グループホーム		
第3章 計画の基本方針	・・・	12
1 第1期松山市障害福祉計画の基本的理念		
2 平成23年度末までに重点的に取り組む目標		
(1) 施設入所者の地域生活への移行		
(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行	・・・	14
(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行	・・・	15
第4章 障害福祉サービスの見込量	・・・	16
(1) 日中活動系サービス		
(2) 居住系サービス	・・・	18
(3) 訪問系サービス	・・・	19
(4) 指定相談支援		
(5) 地域生活支援事業	・・・	20
第5章 計画の推進体制	・・・	22
資 料 (松山市障害福祉計画策定検討委員会設置要綱)	・・・	23

# 第1章 障害福祉計画の策定に向けて

## 1 障害者施策の推移

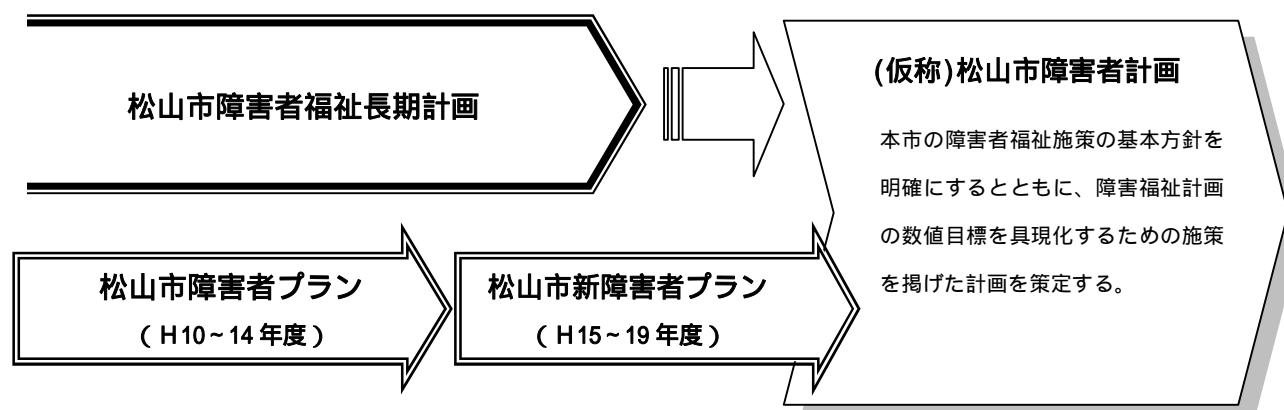
松山市では、平成7(1995)年に福祉、保健、医療、教育などの各分野において、市民が生きがいを持って安心して暮らせる「人にやさしい福祉社会の推進」を目指して「松山市障害者福祉長期計画」を策定し、障害者の自立、福祉のまちづくり、福祉サービスの充実等を目標とした本市の基本方針を示しました。

また、平成11(1999)年に「松山市障害者福祉長期計画」の重点実施計画である「松山市障害者プラン～21世紀へ・ハートフルに～」を策定し、計画的かつ効率的な施策の推進を図ってきました。

国においては、平成15(2003)年度からの10か年計画となる「障害者基本計画」と、その前期5か年間の具体的な整備目標を設定した「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)を平成14(2002)年に策定いたしました。それを受けて本市におきましても、平成16(2004)年に、「お年寄りや障害者にやさしい日本一のまちづくり」を目指し、「松山市障害者プラン」の後継計画として平成15(2003)年度から平成19(2007)年度までの5か年計画である「松山市新障害者プラン」を策定し、障害者福祉施策の計画的かつ効率的な推進を図っています。

### 障害者計画の推移

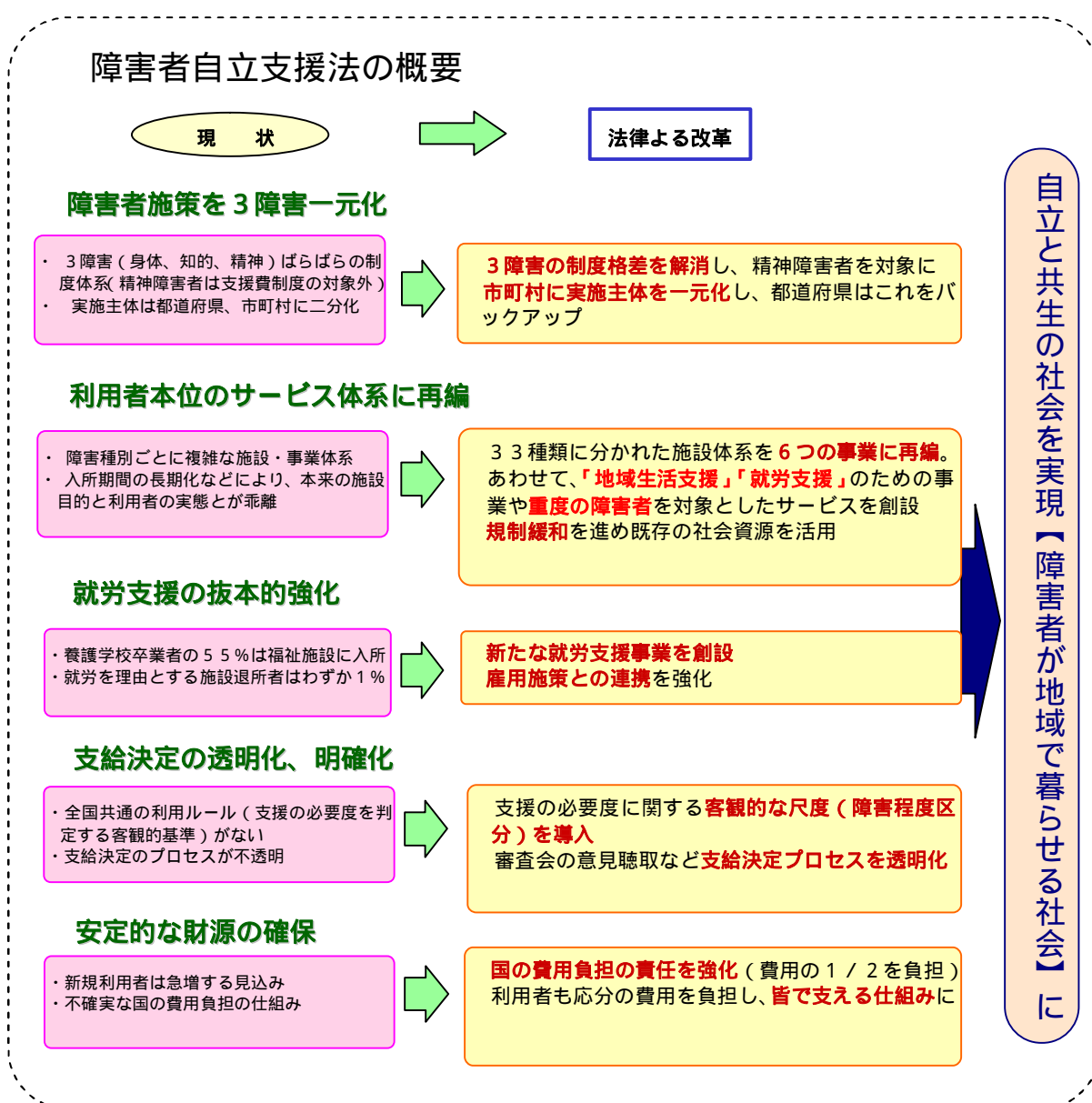
11年度 12年度 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度



## 2 障害福祉計画について

### (1) 障害者自立支援法の施行

障害者自立支援法は、これまでの障害者施策が、障害種別ごとの縦割りのサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいことや地方自治体間の格差が大きいこと、支援費制度の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であることなどの制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために制定されました。



## (2) 障害福祉計画の目的

障害福祉計画は、障害者自立支援法第 87 条から第 91 条の規定により、策定されるもので、「市町村障害福祉計画」は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づき、国の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)に即し、市町村の障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するための計画です。

### 障害福祉計画の概要

**国 障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針** 第 87 条第 1 項



#### 市町村 (市町村障害福祉計画)

第 88 条第 1 項、第 2 項

各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み  
障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策  
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等



#### 都道府県 (都道府県障害福祉計画)

第 89 条第 1 項、第 2 項

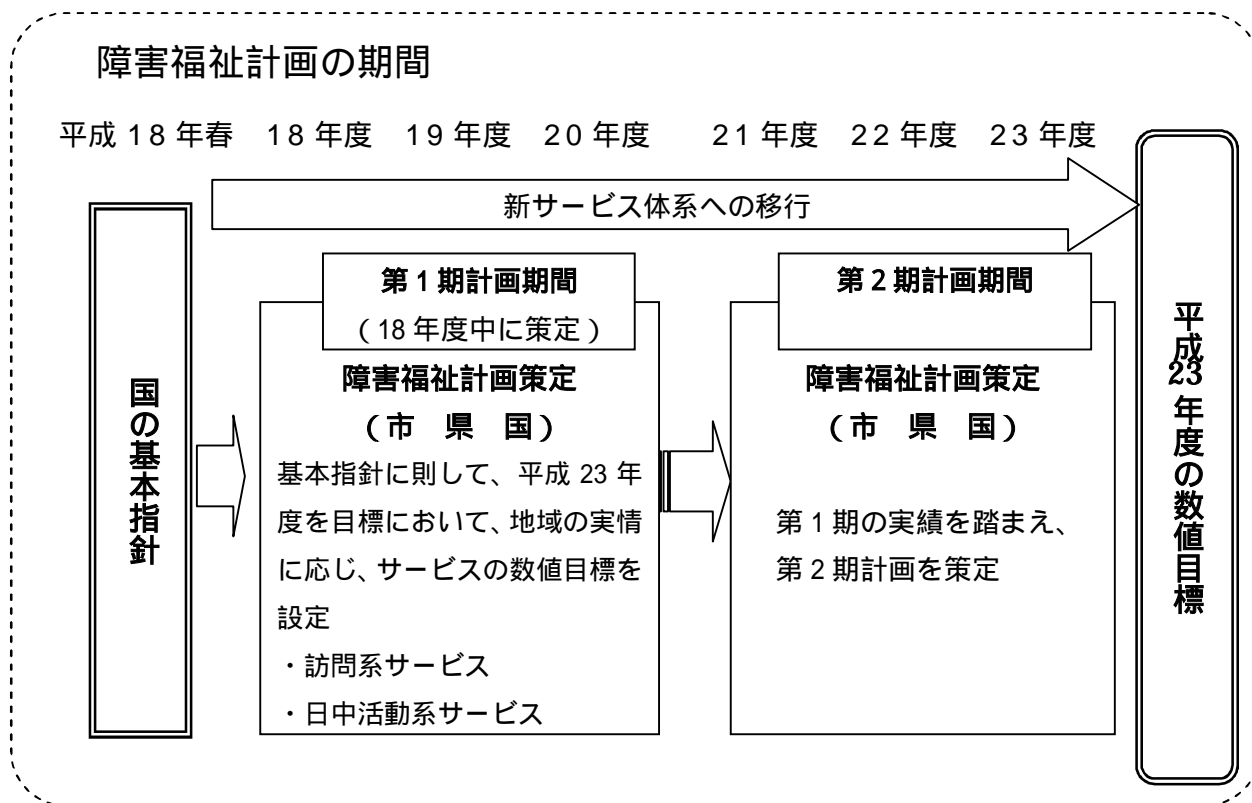
区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み  
区域ごとの障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策  
各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数  
区域ごとの障害福祉サービス・相談支援に従事する者の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項  
施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項  
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等



**国の障害者プラン**

(3) 障害福祉計画の期間

平成23年度の数値目標を設定し、その目標に基づき平成18年度から平成20年度までの第1期(3年間)計画です。

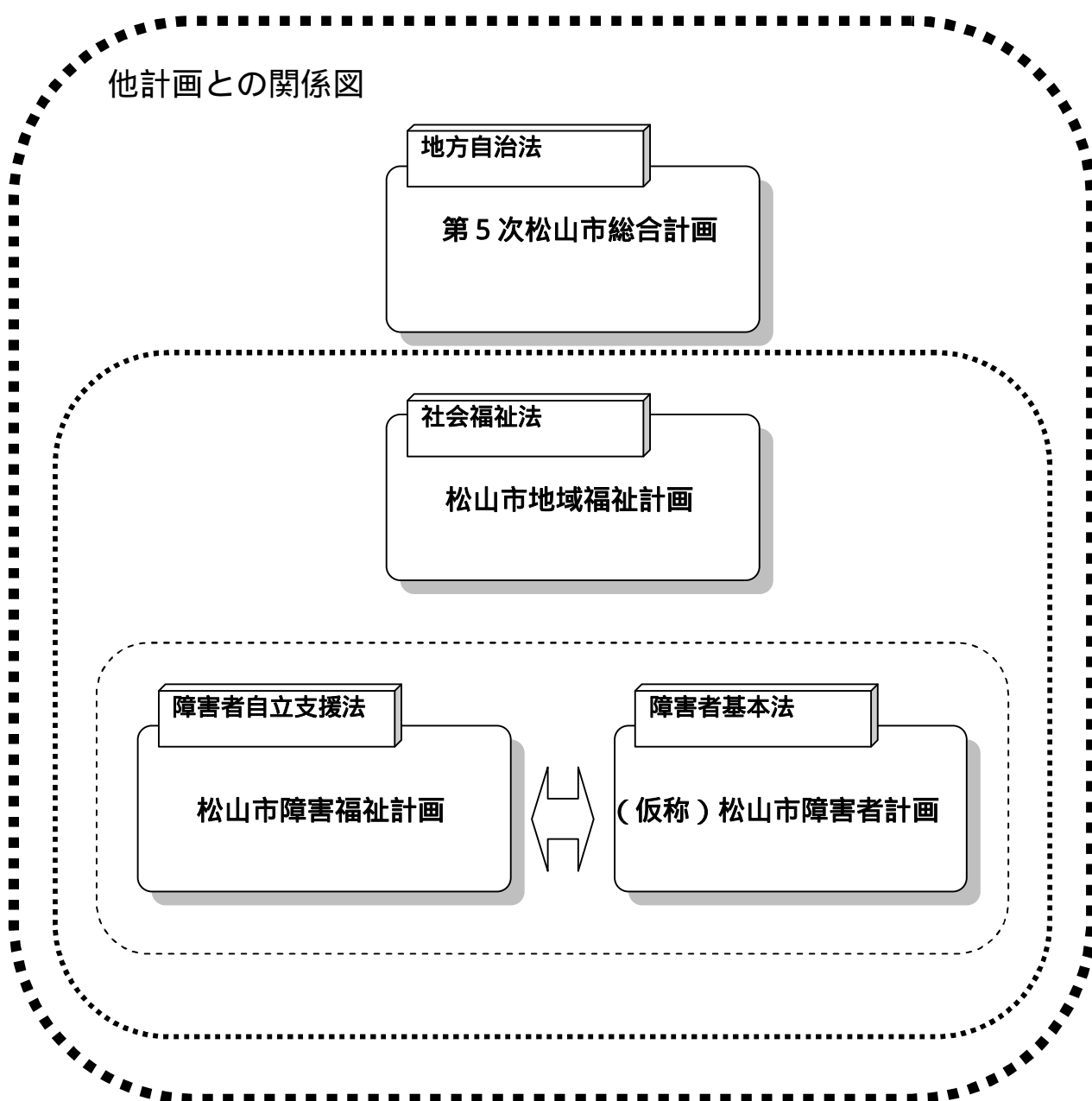


### 3 松山市における障害福祉計画の位置づけ

松山市では、21世紀初頭にふさわしいまちづくりの方向を明らかにする指針として平成24(2012)年度を目標とした第5次総合計画を策定し、この計画に基づいて様々な施策を展開しており、障害者施策については重点的な取り組みの6本柱の1つである「お年寄りや障害者にやさしい日本一のまちづくり」として取り組んでいるところです。

また、障害者基本法に基づき、障害者等の施策に関する計画として平成19年度に「(仮称)松山市障害者計画」を策定することとしており、相互に関連して障害福祉施策を推進していきます。

他計画との関係図



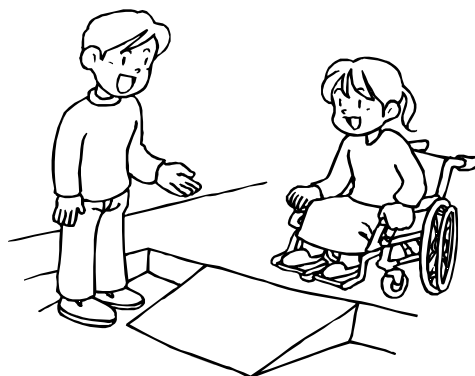
## 4 障害福祉計画の策定について

### (1) 松山市障害福祉計画の策定体制

松山市では、障害福祉計画策定検討委員会を設置して、計画案の作成を行いました。障害者福祉を専門とする学識経験者等による策定検討委員会が作成した計画案に基づきパブリックコメント等を行い、その結果を計画に反映しました。

### (2) 松山市障害福祉計画の策定経過

- ・平成18年12月22日 第1回障害福祉計画策定委員会  
障害福祉計画の基本指針・松山市の現状と課題・策定スケジュールの説明
- ・平成19年1月17日 第1回障害福祉計画策定委員会幹事会  
障害福祉計画の基本指針・松山市の現状と課題・策定スケジュールの説明
- ・平成19年2月2日 第2回障害福祉計画策定委員会  
数値目標の考え方、課題・方向性の検討
- ・平成19年2月21日 第2回障害福祉計画策定委員会幹事会  
数値目標の考え方、課題・方向性の検討
- ・平成19年2月23日 第3回障害福祉計画策定委員会  
障害福祉計画(素案)について検討
- ・平成19年3月5日 障害福祉計画策定検討結果について市長報告
- ・平成19年3月12日 市のホームページを利用してパブリックコメント  
～ 23日
- ・平成19年3月26日 第4回障害福祉計画策定委員会  
松山市障害福祉計画について説明、了承
- ・平成19年3月末日 策定





## 第2章 障害福祉サービスを取りまく現状

### 1 松山市の障害者数

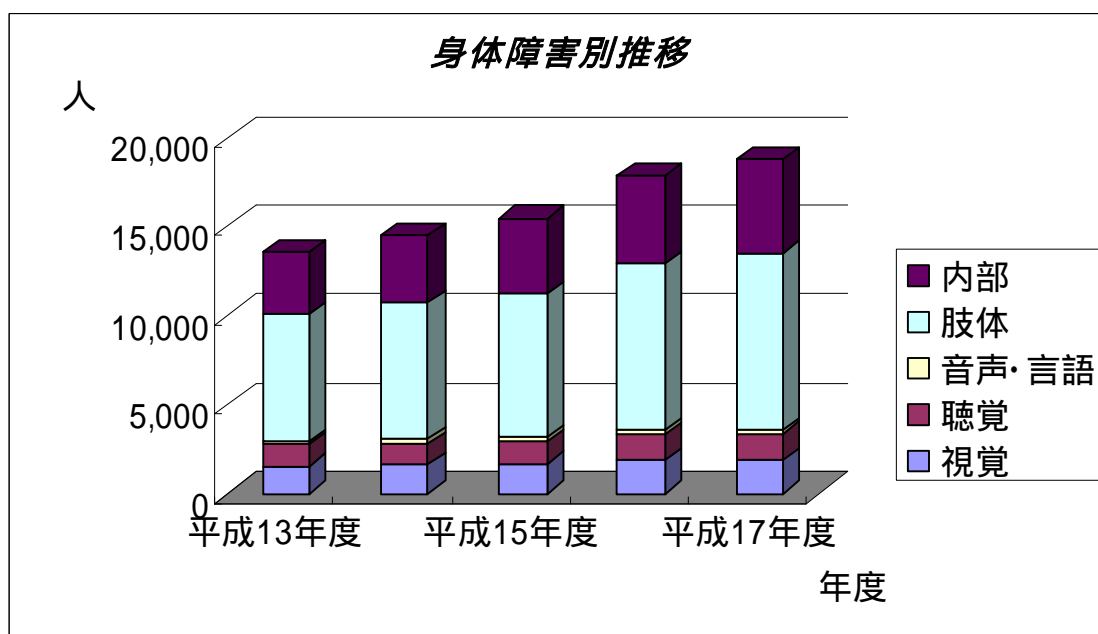
#### (1) 身体障害者(児)の推移

身体障害者(児)数は、平成17年度現在、18,800人となっており、平成13年度と比較して5,187人(38.1%)増加しています。障害別にみると内部障害が増加しており、内部障害の原因となる疾病にかかる人が増えたことが理由だと考えられます。また、身体障害者には高齢者が多く、年々高齢者の割合が増加していることから、今後も身体障害者の人数は増えていくものと思われます。

身体障害者(児)数の推移(障害別)

単位：人

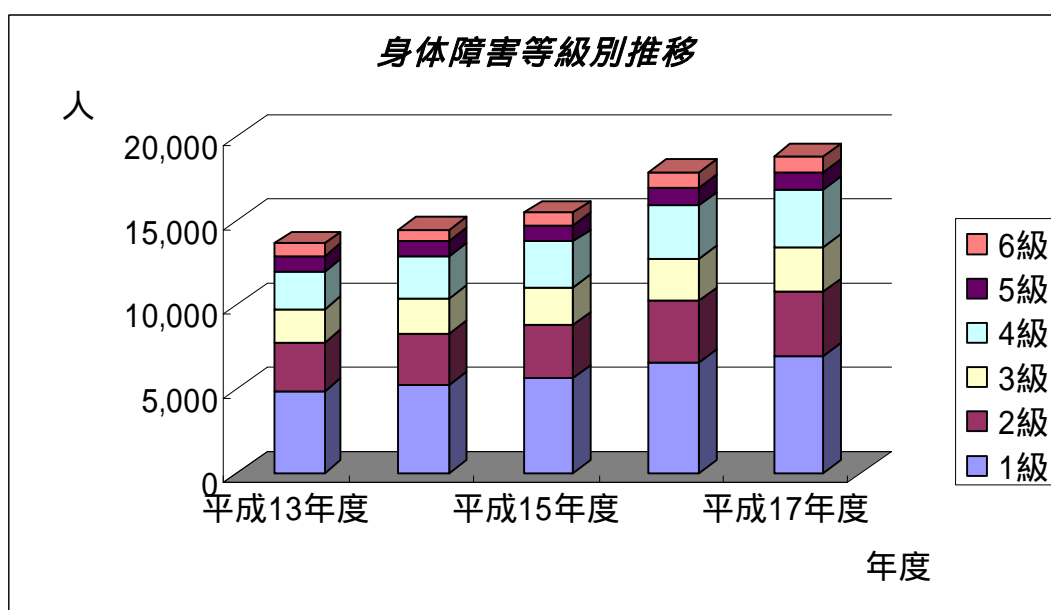
年 度	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	計
平成13年度	1,553	1,183	180	7,179	3,518	13,613
平成14年度	1,596	1,228	185	7,663	3,828	14,500
平成15年度	1,655	1,268	202	8,140	4,183	15,448
平成16年度	1,857	1,440	223	9,439	4,917	17,876
平成17年度	1,866	1,484	225	9,935	5,290	18,800



身体障害者（児）数の推移（程度別）

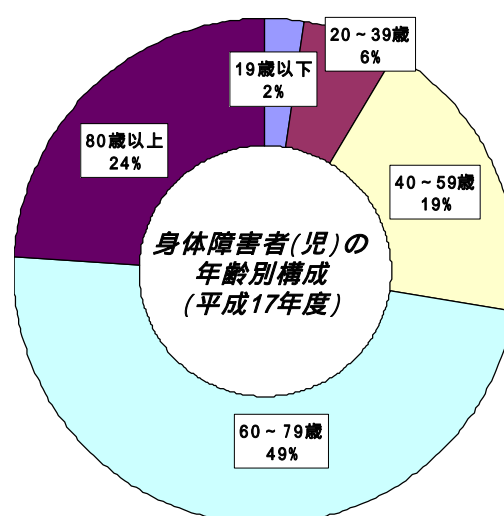
単位：人

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
平成 13 年度	4,884	2,834	1,982	2,284	916	713	13,613
平成 14 年度	5,301	2,989	2,061	2,482	930	737	14,500
平成 15 年度	5,694	3,134	2,195	2,711	944	770	15,448
平成 16 年度	6,596	3,638	2,523	3,195	1,058	866	17,876
平成 17 年度	6,981	3,798	2,636	3,412	1,071	902	18,800



身体障害者（児）の年齢別構成  
（平成 17 年度）

年 齢	人数	割合
19 歳以下	451	2.4%
20～39 歳	1,157	6.1%
40～59 歳	3,556	18.9%
60～79 歳	9,091	48.4%
80 歳以上	4,545	24.2%
計	18,800	100.0%

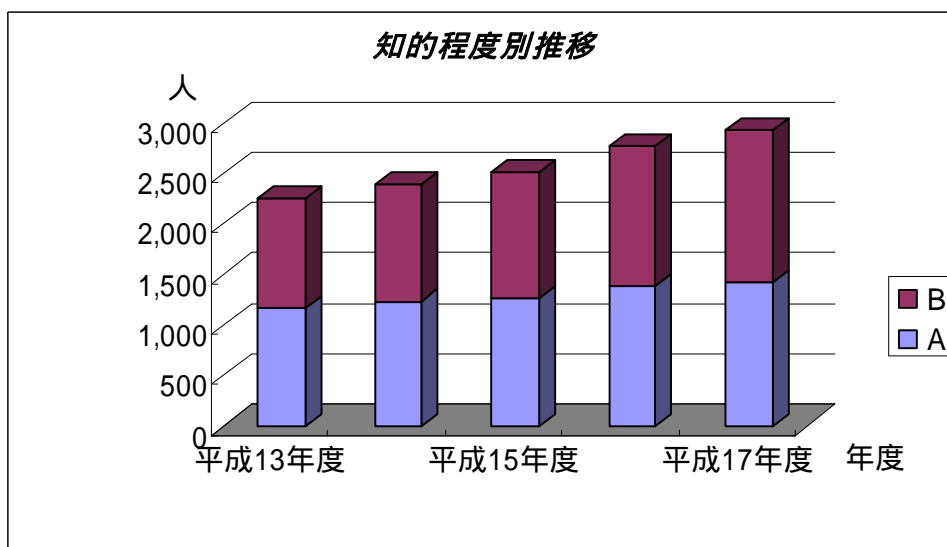


(2) 知的障害者（児）の推移

知的障害者（児）数は、平成17年度現在、2,928人となっており、平成13年度と比較して674人（29.9%）増加しています。程度別に見ると軽度（B）の所持者数が増加しています。

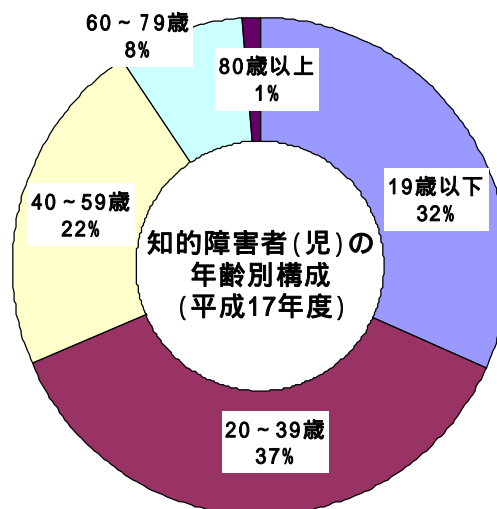
知的障害者（児）数の推移（程度別） 単位：人

年 度	A	B	合計
平成13年度	1,167	1,087	2,254
平成14年度	1,233	1,161	2,394
平成15年度	1,264	1,239	2,503
平成16年度	1,377	1,393	2,770
平成17年度	1,429	1,499	2,928



知的障害者（児）の年齢別構成  
(平成17年度)

年齢	人数	割合
19歳以下	927	31.6%
20～39歳	1,079	36.9%
40～59歳	643	22.0%
60～79歳	244	8.3%
80歳以上	35	1.2%
計	2,928	100.0%



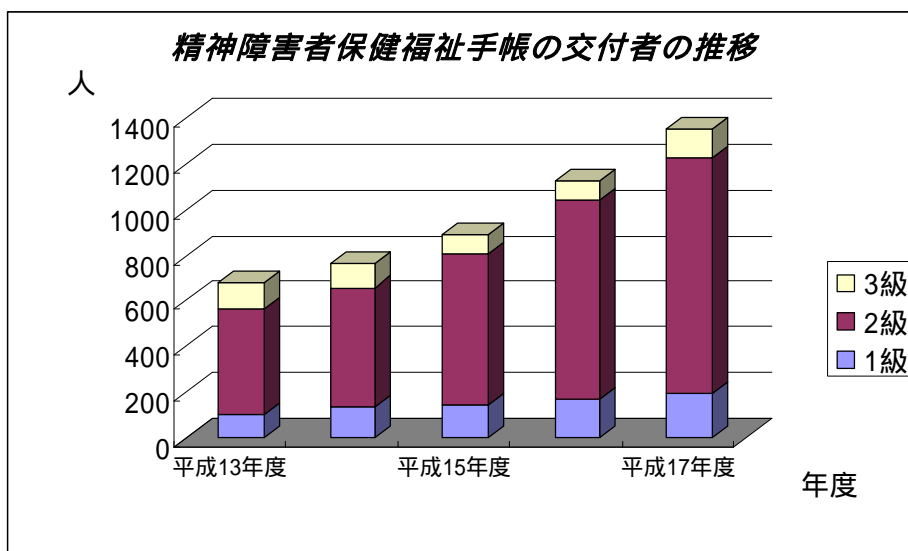
(3) 精神障害者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 17 年度現在、1,351 人となっており、平成 13 年度と比較して 670 人(98.4%)と大きく増加しています。程度別に見ると、2 級所持者が増加しています。

また、通院医療費公費負担患者数も平成 17 年度現在、5,977 人となっており、平成 13 年度と比較して 2,128 人(55.3%)増加しています。

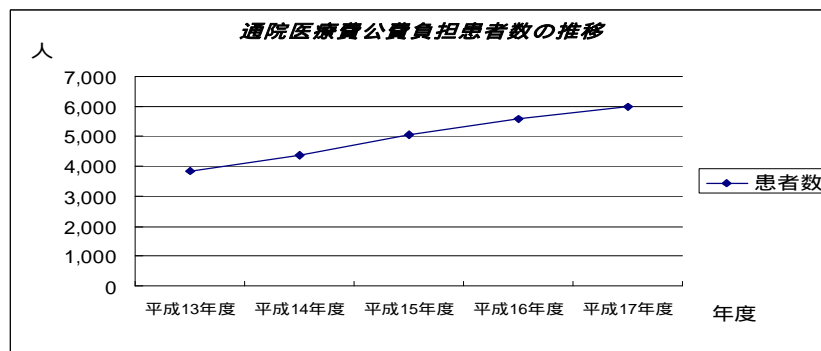
精神障害者保健福祉手帳の交付者の推移 単位：人

年 度	1 級	2 級	3 級	計
平成 13 年度	107	457	117	681
平成 14 年度	134	528	102	764
平成 15 年度	145	663	85	893
平成 16 年度	173	870	88	1,131
平成 17 年度	198	1033	120	1,351



通院医療費公費負担患者数の推移 単位：人

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
患者数	3,849	4,353	5,070	5,577	5,977



## 2 種別毎のサービス整備状況と市民利用者数

### (1) 通所系サービス

種 別	箇 所	定 員	市民利用者数
身体障害者通所授産施設	2 箇所	35 人	32 人
知的障害者更生施設（通所）	2 箇所	60 人	70 人
知的障害者授産施設（通所）	4 箇所	120 人	106 人
身体障害者デイサービス	6 箇所	105 人	54 人
知的障害者デイサービス	8 箇所	195 人	148 人
児童デイサービス	5 箇所	90 人	286 人
計	27 箇所	605 人	696 人

### (2) 入所系サービス

種 別	箇 所	定 員	市民利用者数
身体障害者更生施設	1 箇所	40 人	21 人
身体障害者療護施設	2 箇所	80 人	91 人
身体障害者授産施設	1 箇所	50 人	36 人
知的障害者更生施設（入所）	6 箇所	368 人	255 人
知的障害者授産施設（入所）	2 箇所	120 人	65 人
精神障害者生活訓練施設(市外施設)	0 箇所	0 人	2 人
計	12 箇所	658 人	470 人

### (3) グループホーム

種 別	箇 所	定 員	市民利用者数
知的障害者グループホーム	39 箇所	158 人	84 人
精神障害者グループホーム	6 箇所	32 人	31 人
計	45 箇所	190 人	115 人

- 1 国が基準日としている平成17年10月1日付けの数字です。
- 2 身体・知的デイサービスの欄の市民利用者数については、請求データを稼働日数で除した1日当たりの平均実利用人数を示しています。
- 3 市民利用者数については、市外施設への利用も計上しています。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 第1期松山市障害福祉計画の基本的理念

#### (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

#### (2) 三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、精神障害者などに対するサービスの充実を図ります。

#### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

### 2 平成23年度末までに重点的に取り組む目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針で示している算定ポイント

平成23年度までに、現在の施設の入所者の1割以上が地域生活に移行すること。

平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減すること。

本市の目標数値

平成23年度末までに、平成17年10月1日現在の施設入所者(470人)の1割(47人)が地域生活に移行することを目指します。

平成23年度末の施設入所者数を7.5%(35人)削減することを目指します。

方向性	検討課題
<p><b>地域生活を前提とした訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所中において退所後の地域生活を旨としたプログラムの提供</li> <li>・入所中に地域生活が体験できる場の機会の確保や自立訓練事業の整備</li> <li>・退所までに地域の相談支援事業者との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討</li> </ul>
<p><b>地域での居住空間の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設からの退所者の受け皿の整備（グループホーム・ケアホームの計画的な整備）</li> <li>・住宅入居等に対する支援（保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム・ケアホームの整備に対する財政的助成制度の検討</li> <li>・民間賃貸住宅入居の支援体制の検討</li> <li>・公営住宅活用の検討</li> <li>・車椅子対応公営住宅の整備の推進</li> </ul>
<p><b>地域生活継続のための体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域でいつでも相談が出来る、複数の機関で構成された総合的な相談支援体制の確立</li> <li>・日中活動の場・生活支援の場の充実</li> <li>・レスパイト、ショートステイの充実</li> <li>・負担可能な範囲でのサービス利用料の設定（市独自の負担軽減策の継続）</li> <li>・家族の介護の負担軽減</li> <li>・金銭管理等のための権利擁護事業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズに応じたサービス提供について検討</li> <li>・サービス利用料の軽減策継続の検討</li> <li>・安心な地域生活を送るため、24時間受け付け可能な総合的相談支援体制の確立の検討</li> </ul>
<p><b>入所施設によるバックアップ体制の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退所者に対するフォロー体制の確立</li> <li>・入所を真に必要とする障害者のための新たな施策の充実</li> <li>・入所者の見直し（再アセスメント）や、適切な指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設によるバックアップ体制の検討</li> <li>・入所施設の機能強化の検討</li> <li>・広報活動、交流会・講座等の開催による地域住民の理解促進策の検討</li> <li>・障害者福祉を推進する人材の育成の検討（地域の中でのコーディネーター役となる人材の発掘・育成）</li> </ul>

(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

国の基本指針で示している算定ポイント

平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能な精神障害者」という。平成14年全国患者調査で約7万人)の解消を目指すこと。

本市の目標数値

平成23年度末までに、退院可能な精神障害者(307人)のうち257人が地域生活に移行することを目指します。

方向性	検討課題
<p><b>地域生活へのスムーズな移行策の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院中において退院後の地域生活を目指したプログラムの提供</li> <li>・病院から地域社会に出るまでのしくみの確立</li> <li>・医療機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スムーズな地域生活移行のためのシステムの検討</li> <li>・退院支援事業の検討</li> </ul>
<p><b>退院者が日常の生活支援を得ることの出来る住居の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関からの退院者の受け皿の整備(グループホーム・ケアホームの計画的な整備)</li> <li>・住宅入居等に対する支援(保証人問題の緩和、市営住宅等の利用拡大)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム・ケアホームの整備に対する財政的助成の検討</li> <li>・民間賃貸住宅入居の支援体制の検討</li> <li>・公営住宅活用の検討</li> </ul>
<p><b>地域生活継続のための体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域でいつでも相談が出来る、複数の機関で構成された総合的な相談支援体制の確立</li> <li>・日中活動の場・生活支援の場の充実</li> <li>・ショートステイの充実</li> <li>・負担可能な範囲でのサービス利用料の設定(市独自の負担軽減策の継続)</li> <li>・行動援護・移動支援等の充実</li> <li>・他の障害者施策と比較して絶対的に不足している障害福祉サービスの是正</li> <li>・退院支援事業の実施や各精神科病院に相談支援事業所を設置してもらうような働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズに応じたサービス提供についての検討</li> <li>・サービス利用料の軽減策の検討</li> <li>・地域生活のためのバックアップ体制の検討</li> <li>・安心な地域生活を送るため、24時間受け付け可能な総合的相談支援体制の確立の検討</li> </ul>

平成14年全国患者調査に基づいて愛媛県から提示された人数です。



(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

国の基本指針で示している算定ポイント

平成23年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人を現在の4倍以上とすることを旨とする。これを達成するために平成23年度において現在の福祉施設利用者の2割以上が就労移行支援事業を利用することを旨とする。

福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、3割はA型(雇成型)を旨とする。

本市の目標数値

平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を現在の一般就労者数(9人)を4倍(36人)にすることを旨とします。

方向性	検討課題
<b>スムーズな就労移行体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事前訓練の施設・期間の拡充</li> <li>福祉施設での一人ひとりの適性に合った職業訓練の実施</li> <li>家庭のバックアップが不十分な者への支援策の実施</li> <li>施設・作業所・養護学校でのジョブコーチ制度の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・関係機関に対する相談支援、就労者に対する支援体制の検討</li> <li>就労に向けた体験学習の場の検討</li> <li>訓練制度の充実</li> <li>障害者と事業者とのパイプ役の検討</li> <li>障害者雇用継続奨励策の検討</li> <li>障害者就業・生活支援センターの箇所数の増について検討</li> <li>ジョブコーチ研修事業の検討</li> <li>移動支援対象の拡大について検討</li> <li>愛媛県との連携</li> </ul>
<b>就労関係機関の連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就業・生活支援センターや松山高等技術専門学校、ハローワーク等との連携</li> <li>青年会議所や商工会との連携</li> <li>企業等(雇成型)との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用に関する企業、学校、関係機関等によって構成する総合的な就労支援ネットワークの検討</li> </ul>
<b>障害者への理解促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市としての就労支援や理解推進等の積極的な支援</li> <li>雇用側にも理解を求める施策の実施(機能するジョブサポート・雇成型向けセミナー等)</li> <li>青年会議所や商工会等への働きかけ</li> <li>職場に定着できるような制度の啓発(コミュニケーションの支援の手話通訳者依頼等)</li> <li>研修会等を通じた障害者の就労に対する自覚の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な情報提供の検討</li> <li>相談窓口の検討</li> <li>事業者に対する各種助成事業等の周知方法の検討</li> <li>障害の種別にとらわれない市の障害者の積極的な採用</li> </ul>
<b>就労機会の拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政、一般企業からの求人増加の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者雇用奨励策の検討</li> <li>就労継続(定着)のための強化策の検討</li> </ul>
<b>一般就労以外の機会の拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援センター等の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労継続支援A型などの就労支援事業の拡充の検討</li> </ul>

## 第4章 障害福祉サービスの見込量

### 障害福祉サービス見込量の推計

障害福祉サービスの利用者数・利用量の見込みを介護給付・訓練等給付の各サービス、及び地域生活支援事業について推計しています。

現在のサービス利用状況及び利用者数・利用量の推移を基本としつつ、養護学校等の卒業生又は退院可能な精神障害者の退院促進による新規利用、旧体系サービスからの移行利用等を勘案するとともに、平成17年10月に市内の障害者手帳所持者の1割を対象として実施した「障害者(児)ニーズ調査」や愛媛県が実施したサービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等を参考として推計しています。

#### (1)日中活動系サービス

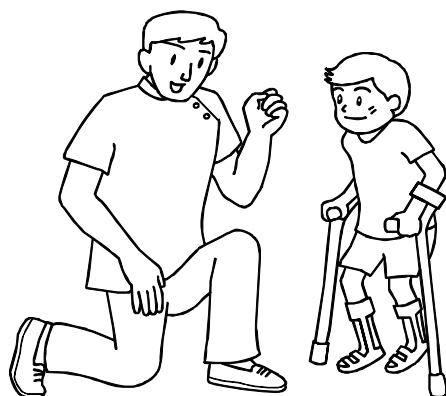
##### 日中活動系のサービス体系

介護給付	生活介護	常時介護を要する障害者を対象に、施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行う。
	療養介護	日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う。
	児童デイサービス	障害児を対象に、通所によって日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う。
訓練等給付	就労継続支援(A型)	一般企業での雇用が困難な障害者に対し、雇用契約を締結して就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を行う。
	就労継続支援(B型)	一般企業等での雇用が困難、一定年齢に達している障害者等に対し、雇用契約は締結せず、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行う。
	自立訓練(機能訓練)	身体障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行う。
	自立訓練(生活訓練)	知的・精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行う。
	就労移行支援	一般就労等を希望する障害者に対し、一定期間、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労・定着を図る支援を行う。

日中活動系サービスの年度毎の見込量

サービス体系		18年度	19年度	20年度	23年度
介護 給付	生活介護	40人	176人	245人	642人
		880人(日)分	3,872人(日)分	5,390人(日)分	14,124人(日)分
	療養介護	7人	7人	7人	9人
	児童デイ サービス	301人	354人	416人	676人
1,203人(日)分		1,414人(日)分	1,663人(日)分	2,704人(日)分	
訓練等 給付	就労継続支援 (A型)	5人	28人	34人	68人
		110人(日)分	616人(日)分	748人(日)分	1,496人(日)分
	就労継続支援 (B型)	40人	70人	121人	338人
		880人(日)分	1,540人(日)分	2,662人(日)分	7,436人(日)分
	自立訓練 (機能訓練)	21人	31人	35人	49人
		462人(日)分	682人(日)分	770人(日)分	1,078人(日)分
	自立訓練 (生活訓練)	26人	53人	62人	118人
		572人(日)分	1,166人(日)分	1,364人(日)分	2,596人(日)分
就労移行支援	38人	59人	68人	112人	
	836人(日)分	1,298人(日)分	1,496人(日)分	2,464人(日)分	

単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位：人日)」としています。



(2) 居住系サービス

居住系のサービス体系

訓練等 給付	共同生活援助 (グループ ホーム)	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行う。
介護 給付	共同生活介護 (ケアホーム)	日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に対し、夜間や休日に共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行う。
	施設入所支援	夜間や休日において、介護が必要な障害者や、通所することが困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行う。

居住系サービスの年度毎の見込量

サービス体系		18年度	19年度	20年度	23年度
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホ ーム)	146人	165人	211人	370人
介護 給付	共同生活介護 (ケアホーム)				
		施設入所支援	3人	27人	118人

- 1 共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)については、サービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査で明確に区別されていないことから、当計画上は合算して推計しています。
- 2 単位は、月間の「利用者数」としています。

(3) 訪問系サービス

訪問系のサービス体系

介 護 付 給	居宅介護 (ホームヘルプ)	在宅での入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障害者に、居宅における介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行う。
	行動援護	行動上著しい困難を有する障害者又は障害児を対象とした、行動の際に生じる危機を回避のための支援や外出時の支援を行う。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が極めて高い重度の障害者又は障害児を対象とした、居宅介護をはじめとして包括的な支援を行う。
	短期入所	介護を行う方が病気の場合などにおいて、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護など行う。

訪問系サービスの年度毎の見込量

サービス体系		18年度	19年度	20年度	23年度
介 護 付 給	居宅介護等	648人	705人	774人	994人
		19,893時間	21,852時間	24,004時間	31,815時間
	短期入所	306人	357人	416人	657人
		918人(日)分	1,070人(日)分	1,247人(日)分	1,972人(日)分

- 1 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援は、居宅介護等として一括して推計しています。
- 2 単位は、月間の「利用者数」、「利用量(単位：人日)」としています。

(4) 指定相談支援

指定相談支援	介護給付や訓練等給付の支給決定を受けた障害者や障害児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容などを定めた計画の作成を行う。
--------	---

事業体系	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
指定相談支援	年	34人	44人	51人	82人

指定相談支援事業 ... 居宅介護等利用者等の概ね1割を見込みます。(サービス利用計画作成費支給決定対象者数)

(5) 地域生活支援事業

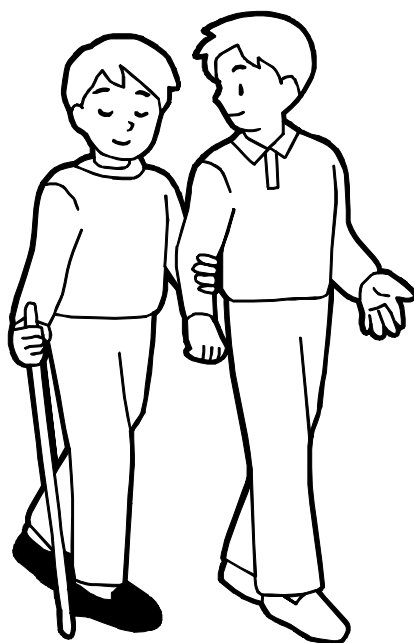
地域生活支援事業の体系

コミュニケーション支援事業	聴覚、言語・音声、視覚機能等の障害のため、意思の伝達に支援が必要な障害者等に、手話通訳者等の派遣を行う。
日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに支障のある障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具や自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具の給付等に関し必要な費用を支給する。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、円滑に外出することができるよう支援を行う。
地域活動支援センター事業	通所の方法により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進その他の支援を行う。
日中一時支援事業	知的障害者(児童を含む。)の日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行う。
障害児タイムケア事業	障害のある中高生等が養護学校等の下校後、休日及び夏休みに活動する場を確保するとともに、障害児の保護者の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援を行う。

地域生活支援事業の年度毎の見込量

事業体系	単位	18年度	19年度	20年度	23年度
コミュニケーション支援事業	年	3,000人	3,000人	3,000人	3,100人
		3,300件	3,300件	3,300件	3,400件
日常生活用具給付等事業	年	6,744件	7,071件	7,404件	8,506件
移動支援事業	月	330人	375人	417人	546人
		6,988時間	7,638時間	8,036時間	9,232時間
地域活動支援センター事業	年	7箇所	8箇所	9箇所	15箇所
日中一時支援事業	月	708人	778人	855人	1,137人
障害児タイムケア事業	月	354人	372人	390人	452人

- 1 コミュニケーション支援事業 ... 平成 15 年度から平成 17 年度の実績で利用件数に大きな変化がないため、当面維持することを目標とします。
- 2 日常生活用具給付等事業 ... 平成 15 年度から平成 17 年度の実績の伸び率を勘案し設定しています。
- 3 移動支援事業 ... 平成 15 年度から平成 17 年度の実績の伸び率を勘案し設定しています。
- 4 地域活動支援センター事業 ... 小規模作業所や旧体系事業所への移行希望調査その他を勘案して設定しています。
- 5 日中一時支援事業 / 障害児タイムケア事業 ... 平成 15 年度から平成 17 年度の実績の伸び率を勘案し設定しています。



## 第5章 計画の推進体制

### 1 第1期障害福祉計画の実施状況の点検

「松山市障害福祉計画策定検討委員会」を改組し、新たに「松山市障害福祉計画推進委員会」を設置し、計画の達成状況について点検を行います。

また、あわせて平成19年度策定予定の松山市障害者計画（仮称）の策定過程において、数値目標を達成するための新たな仕組みづくりや障害福祉サービスの基盤整備についても検討するとともに、地域生活支援事業における事業追加等についても検討・協議を行います。

### 2 第2期障害福祉計画の策定

第2期障害福祉計画策定検討委員会において、第1期計画の進捗状況や結果及び見直しの必要等を勘案し、サービス利用者や提供事業者の意向等を反映させながら第2期障害福祉計画を策定します。





## 資 料

### 松山市障害福祉計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第5項の規定に基づき、松山市障害福祉計画(次条において「計画」という。)に市民の意見を反映させるために必要な措置の一環として、松山市障害福祉計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し協議・検討し、その結果を市長に提言する。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 障害福祉関係者
- (4) 障害のある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、第2条の協議・検討に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

( 守秘義務 )

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

( 幹事会 )

第 9 条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事は、障害福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、市長が別に指定する職にある者をもって充てる。

( 庶務 )

第 10 条 委員会の庶務は、障害福祉課において処理する。

( その他 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

松山市障害福祉計画策定検討委員会委員

役職名	氏 名	所 属 等
委 員 長	岡部 國男	松山手をつなぐ育成会会長
委 員 長 職務代理	園田 順二	園田医院院長
委 員	畔地 利枝	聖カタリナ大学講師
	阿部 真理	松山公共職業安定所職員
	井上 信彦	愛媛県立第三養護学校教諭
	梶浦 英与	地域療育等支援事業コーディネーター
	河野 静枝	松山手話サークル椿の会会長
	近藤 益代	えひめ障害者就業・生活支援センター職員
	信田 基	松山市身体障害者協会会長
	武智 幸男	松山市障害者団体連絡協議会会長
	徳永 隆子	松山市肢体不自由児（者）父母の会会長
	三瀬 健二	松山市精神障害者地域家族会会長
	宮崎 靖	愛媛県立しげのぶ特別支援学校教諭
村上 佳子	愛媛医療福祉専門学校講師	

【五十音順】

松山市障害福祉計画策定検討委員会幹事会（第9条）

区 分	職 名		氏 名
代表幹事	保健福祉部	障害福祉課長	宮内 一夫
幹 事	総務部	人事課長	藤方 等
	理財部	財政課長	平岡 陽一
	保健福祉部	保健福祉政策課長	中村 伸郎
		児童福祉課長	村上 正
		地域保健課長	山根 信寿
	産業経済部	地域経済課	吉野 隆彦
	教育委員会事務局	学校教育課長	渡部 清

【行政機構図順】